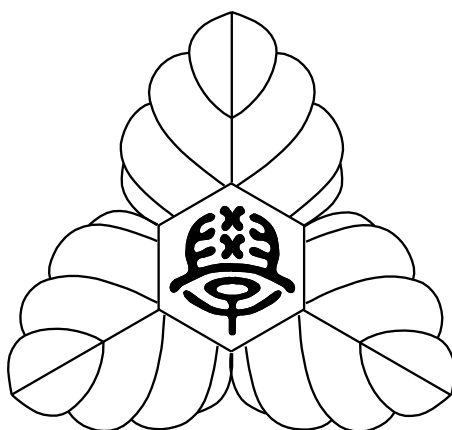


柏原小学校 いじめ防止基本方針



平成26年4月

米原市立柏原小学校

目次

はじめに	2
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	2
1 いじめ防止のための対策の基本的な考え方	
(1) いじめの防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめへの対処	
2 いじめ対策委員会の設置	
(1) 役割	
(2) 構成員	
(3) 関係する委員会等との連携	
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	4
1 いじめの防止のための取組	4
(1) いじめについての共通理解	
(2) いじめに向かわない態度・能力の育成	
(3) いじめが行われないための指導上の留意点	
(4) 児童の自己有用感や自己肯定感の育成	
(5) 児童自らがいじめについて学び、取り組む環境作り	
(6) 家庭や地域との連携	
2 いじめの早期発見のための取組	6
3 いじめへの対処	6
(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応	
(2) いじめを受けた児童またはその保護者への支援	
(3) いじめを行った児童への指導またはその保護者への助言	
(4) いじめが起きた集団への働きかけ	
4 ネット上のいじめへの対応	7
(1) ネット上のいじめの防止、早期発見のための取組	
(2) ネット上のいじめへの対処	
5 その他	8
(1) 校務の効率化	
(2) 学校評価	
(3) 教職員の人事評価	
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	8
1 基本方針、年間計画の見直し	
2 基本方針、年間計画の公開	
第4 重大事態への対処	8
1 重大事態の発見と調査	
(1) 重大事態の意味	
(2) 重大事態の報告	
(3) 調査の趣旨および調査主体	
(4) 調査結果の分析、提供および報告	
資料	10
組織図・年間計画・チェックリスト	

米原市立柏原小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

こうしたいじめから一人でも多くの児童を救うためには、教職員一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。

特に本校は各学年単学級で、個に対する偏った見方とらえ方をしがちな環境にあることを念頭に置き、教師自らが率先して児童一人ひとりのよさを引き出し、広める役割を果たす必要があります。

本校では、「いじめ対策委員会」を常設し、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として「学校いじめ防止基本方針」を策定し、市教育委員会と適切に連携のうえ、当該基本方針に基づき、いじめの問題に組織的に取り組むことを宣言します。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめ防止等のための対策は、児童を一人の人格として尊重し、その声に耳を傾け、児童の置かれている状況を理解しながら、その思いを聴き出すまで関わっていくことが重要です。また、このことを通して、児童自身の力でいじめ問題を解決できるよう支援していくことが重要です。

このため、本校では、こうした「子ども目線」に立って、子どもの最善の利益の実現を目指し、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第3条に規定する「基本理念」にのっとり、保護者、地域住民、児童相談所、市教委その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止および早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処します。

(1) いじめの防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものです。

このことを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要です。

このため、本校では、全ての児童を、心の通う対人関係を構築できるよう育み、いじめを生まない環境をつくるために、地域・家庭その他の関係者と一体となって継続的な取組を進めます。

また、教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促すとともに、豊かな情操や規範意識、自尊感情や自己有用感、社会性、人を思いやる心などを育みます。

さらに、児童が豊かな人間関係をつくることができるよう、児童一人ひとりに、あ

らゆる教育活動を通じて、相手の気持ちを理解できる心の育成を図るとともに、児童が人権の意義や人権問題について正しく理解し、自分と他者の人権をともに大切にす
る実践的な態度を身につけられるよう努めます。

加えて、児童の自発的・自治的な活動を進め、児童自らがいじめの未然防止に取り
組むなど、全ての児童にとって居心地のいい学級・学校づくりを推進します。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人からは見えにくく、また、事実認定が難しいものです。しかしなが
ら、いじめを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、全ての大人が
連携し、児童のささいな変化に気づく力を高めることが必要です。

このため、本校では、日頃から児童の様子をしっかりと見守り、わずかな兆候であ
っても、いじめではないかとの疑いを持って、速やかに的確な関わりを持ち、いじめ
を隠そうとすることなく、また、いじめを軽視せず積極的に認知します。この際、個々
の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを
受けた児童の立場に立って行います。

また、教職員間や学校と保護者との間の情報共有を緊密にし、児童の状況をきめ細
かに把握するよう努めます。さらに、児童にとって、いじめられていることは周りに
相談しにくいものであるだけに、児童が安心して相談できるよう、教職員は、日頃か
ら積極的に児童に声かけをするなど、児童との信頼関係を築くとともに、学校として、
定期的な調査や教育相談の実施、相談機関の周知等により、いじめを訴えやすい体制
や環境を整えます。

加えて、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めるため、地域、家庭が組織
的に連携・協働する体制を学校が中心となって構築します。

(3) いじめへの対処

児童からいじめの相談を受けた段階、あるいは、いじめがあることが確認された段
階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立つ必要があります。

このため、本校では、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確
保しつつ、「いじめ対策委員会」において直ちに対処します。

この際、いじめを受けた児童の立場に配慮しつつ、関連する児童から事情を確認す
るとともに、専門家と連携し、適切な支援に努めます。

また、家庭や教育委員会への報告・連絡を行い、緊密な連携を図ります。

加えて、いじめを行った児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわ
らず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、必要に応じて、
福祉、医療、司法、警察等の関係機関と適切な連携を図ります。

このため、平素から全ての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方につ
いて共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、関係機関との連携に
努め、情報を共有する体制を構築します。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第 22 条に規定され
る組織として「いじめ対策委員会」を常設します。

その役割等については、以下のとおりとします。

(1) 役割

- ① いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- ② いじめの防止等の取組について、全ての教職員間で共通理解を図る
- ③ いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- ④ 児童や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- ⑤ いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- ⑥ いじめの疑いに関する情報があつた時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- ⑦ いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ⑧ 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ⑨ P D C Aサイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

(2) 構成員

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当の主任、人権教育担当の主任、児童会担当の主任、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとします。

なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官・教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

(3) 関係する委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導委員会、教育相談委員会、人権教育委員会等と役割分担し、連携して取り組みます。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止のための取組

(キーワード) いじめが起きない学校づくり

人権教育の充実・スクールソーシャルワーク的視点・情報モラル教育

「いじめ」を児童に教える・わかる授業づくり・ちがいが認められる学級経営
自己有用感・児童自身によるいじめ防止・保護者連携・保護者啓発

(1) いじめについての共通理解

- ・ いじめの原因・背景、いじめを把握した場合の対処のあり方や具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知徹底し、共通理解を図ります。
- ・ 校内研修の実施に当たっては、心理の専門家であるスクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカー、米原市いじめ等対応支援員、スクールサポートチーム、指導主事等の活用を推進します。
- ・ 特別支援教育コーディネーターを中心とし、障がいに対する教員の理解不足が児童の偏見につながり、いじめを生み出す契機となるようなことがないよう特別な支援を必要とする児童の理解を図る研修を推進します。

- ・ 平素から、教職員が相互に積極的に児童についての情報を共有します。
- ・ 全校集会や学級指導等を通じて教員がいじめの問題について触れ、学校全体に「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気醸成します。

（２）いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・ 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育および体験活動の充実を図り、社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むとともに、人権を尊重する実践的態度を養います。
- ・ 児童が自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や円滑に他者とのコミュニケーションを図るための能力の育成に努めます。

（３）いじめが行われないための指導上の留意点

- ・ 児童一人ひとりを大切にしたい分かりやすい授業づくりに努めます。
- ・ 人間関係を把握して、児童一人ひとりが活躍できる集団づくりに努めます。
特に本校は各学年単学級で、個に対する偏った見方とらえ方をしがちな環境にあることを念頭に置き、教師自らが率先して児童一人ひとりのよさを引き出し、広める役割を果たします。
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方には細心の注意を払います。

（４）児童の自己有用感や自己肯定感の育成

- ・ 家庭や地域の人々などにも協力を求め、教育活動全体を通じて、全ての児童が活躍でき、自己有用感を高められる機会の設定に努めます。
- ・ 自己肯定感を高めるため、困難な状況を乗り越えるような体験の機会の設定に努めます。

（５）児童自らがいじめについて学び、取り組む環境づくり

- ・ 児童会等の活動により、児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を呼びかけるような取組を推進します。
- ・ 教員は、全ての児童が、主体的な活動の意義を理解し、自主的・積極的に活動に参加するよう指導・支援します。

（６）家庭や地域との連携

- ・ いじめの防止等の取組の年間計画の作成や実施に当たり、保護者や児童の代表、地域住民などの参加が確保できるよう工夫します。
- ・ 家庭や地域に対して、いじめ問題に取り組むことの重要性について啓発するとともに、家庭訪問、民生委員児童委員との懇談会や、学校通信などを通じて家庭や地域との緊密な連携・協力を図ります。
- ・ 学校評議員会の場をはじめ、学校・ＰＴＡ・地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けることに努めます。

2 いじめの早期発見のための取組

(キーワード) 加害者・被害者のサインをキャッチ

教師の心がけ・アンケート・子どもと語る会・日記・生活ノート・ふれあい
保護者連携・地域連携・教育相談日

- ・ 日常的に児童に声かけをするなど、児童との信頼関係を深め、安心して相談できる体制づくりに努めます。
- ・ 休み時間など、学校生活の様々な場面を通じて児童の様子を把握するよう努めます。
- ・ 定期的に、また、必要に応じて、個人面談などの教育相談を実施します。
- ・ 養護教諭を中心とするなどにより、教職員間の情報共有に日頃から努めます。
- ・ 学期に1回以上の定期的なアンケート調査を実施します。
- ・ 家庭訪問等を活用して、保護者との緊密な連携に努めます。
- ・ 保健室や相談室の利用、電話相談窓口について周知します。

3 いじめへの対処

(キーワード) 最悪のことを想定しての対応

毅然とした対応・事実確認と報告・守りきる・支援および指導と助言・再発防止

(1) いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ・ 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を制止します。
- ・ 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、いじめを受けたとする児童の立場に立って、真摯に傾聴します。この際、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保します。
- ・ 発見・通報を受けた教職員は、直ちにいじめ対策委員会に報告します。
- ・ 報告を受けたいじめ対策委員会は、その情報を共有、記録し、直ちに関係児童から事情を聴き取り、いじめの事実の有無を確認します。
- ・ 事実確認の結果は、校長が速やかに市教育委員会に報告し、緊密な連携を図ります。
- ・ 教職員全員の共通理解の下、関係の保護者の協力を得て対応します。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、米原警察署と相談して対処します。
- ・ 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに米原警察署に通報し、適切に援助を求めます。

(2) いじめを受けた児童またはその保護者への支援

- ・ いじめを受けた児童の立場に立って受容的に事実関係を聴取します。
- ・ 家庭訪問等により、発覚した当日のうちにいじめを受けた児童の保護者に事実関係を伝えます。
- ・ 複数の教職員で当該児童を見守ります。
- ・ 教職員、家族、親しい友人等、いじめを受けた児童にとって信頼できる人と連携し、いじめを受けた児童に寄り添い支える体制をつくります。
- ・ 必要に応じて、いじめを行った児童を別室指導とする等、いじめを受けた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図ります。
- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーおよび、スクールソーシャルワーカー、米原市いじめ等対応支援員、スクールサポートチーム、指導主事、警察官・教員経験者など外部専門家に協力を依頼します。

- ・ いじめが解決したと思われる場合においても継続した見守り等の支援を行います。
- ・ 聴き取り等によって判明した事実は、適切にいじめを受けた児童の保護者に提供します。

(3) いじめを行った児童への指導またはその保護者への助言

- ・ いじめを行った児童から、複数の教職員で事実関係を聴取します。
- ・ いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮します。
- ・ いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させます。
- ・ いじめを行った児童の保護者への連絡を迅速に行い、協力して対応に当たります。
- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官・教員経験者など外部専門家に協力を依頼します。
- ・ 児童のプライバシーに十分留意して対応します。
- ・ 孤立感・疎外感を与えないよう、教育的配慮の下、個々の状況に応じた指導計画による指導を行います。
- ・ 警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をします。
- ・ 教育上必要と認めるときは、児童に対して、学校教育法第11条の規定に基づく懲戒を加えたり、特別指導を行ったりする等、適切な指導を行います。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・ いじめを見ていた児童に対しても、十分に聴き取りをしたうえで、自分の問題として捉えさせます。
- ・ いじめをやめさせることはできなくても誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・ はやしたてるなどの行為は、いじめに加担する行為であることを理解させます。
- ・ 学級全体で話し合いの場面を設定するなどして、いじめは絶対に許されない行為であることを徹底し、防止に努めようとする態度を育てます。
- ・ 全ての児童が、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるよう集団づくりを進めます。
- ・ 必要に応じ、学級・学校単位での保護者会を開催し、いじめの事実と学校の方針や対応について説明し、理解と協力を求めます。
- ・ 学級の進んだ取組を学校全体に広げ、再発防止に努めます。

4 ネット上のいじめへの対応

(キーワード) 便利さの中に潜む危険

職員研修・情報モラル・情報リテラシー・保護者啓発・専門家講師の活用

(1) ネット上のいじめの防止、早期発見のための取組等

- ・ 教員に対し、インターネットを通じて行われるいじめの現状や危険性および効果的な対処に関する研修を実施し、対応力を高めます。
- ・ 児童や保護者に対し、ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組を周知します。
- ・ 児童に対し、情報モラルや情報リテラシーに関する教育を推進します。
- ・ 保護者に対して、ネット上のいじめについての理解を促します。

(2) ネット上のいじめへの対処

- ・ 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに米原警察署に通報して連携し、必要に応じて法務局に協力を要請します。

5 その他

(1) 校務の効率化

- ・ 一部の教職員に過重な負担がかからないよう校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなどして、校務の効率化を図ります。

(2) 学校評価

- ・ いじめの実態把握や適切な対応が促されるように目標を設定し、評価を行い、その結果を公表するとともに、改善に取り組みます。

(3) 教職員の人事評価

- ・ 日頃からの児童理解の状況、いじめの防止等に関する個々の取組や組織的な取組等が評価されるようにします。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針、年間計画の見直し

- ・ 策定した学校基本方針や年間計画は、PDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

2 基本方針、年間計画の公開

- ・ 策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開します。

第4 重大事態への対処

1 重大事態の意味

法第28条第1項に基づき、次のとき重大事態と判断します。

- ・ いじめにより児童の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・ いじめにより児童が年間30日以上、または、一定期間連続して学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ・ 学校がいじめを認知していなくても、児童や保護者から、いじめにより上記のような状態になったという訴えがあったとき

2 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに米原市教育委員会に報告します。

3 調査の趣旨および調査主体

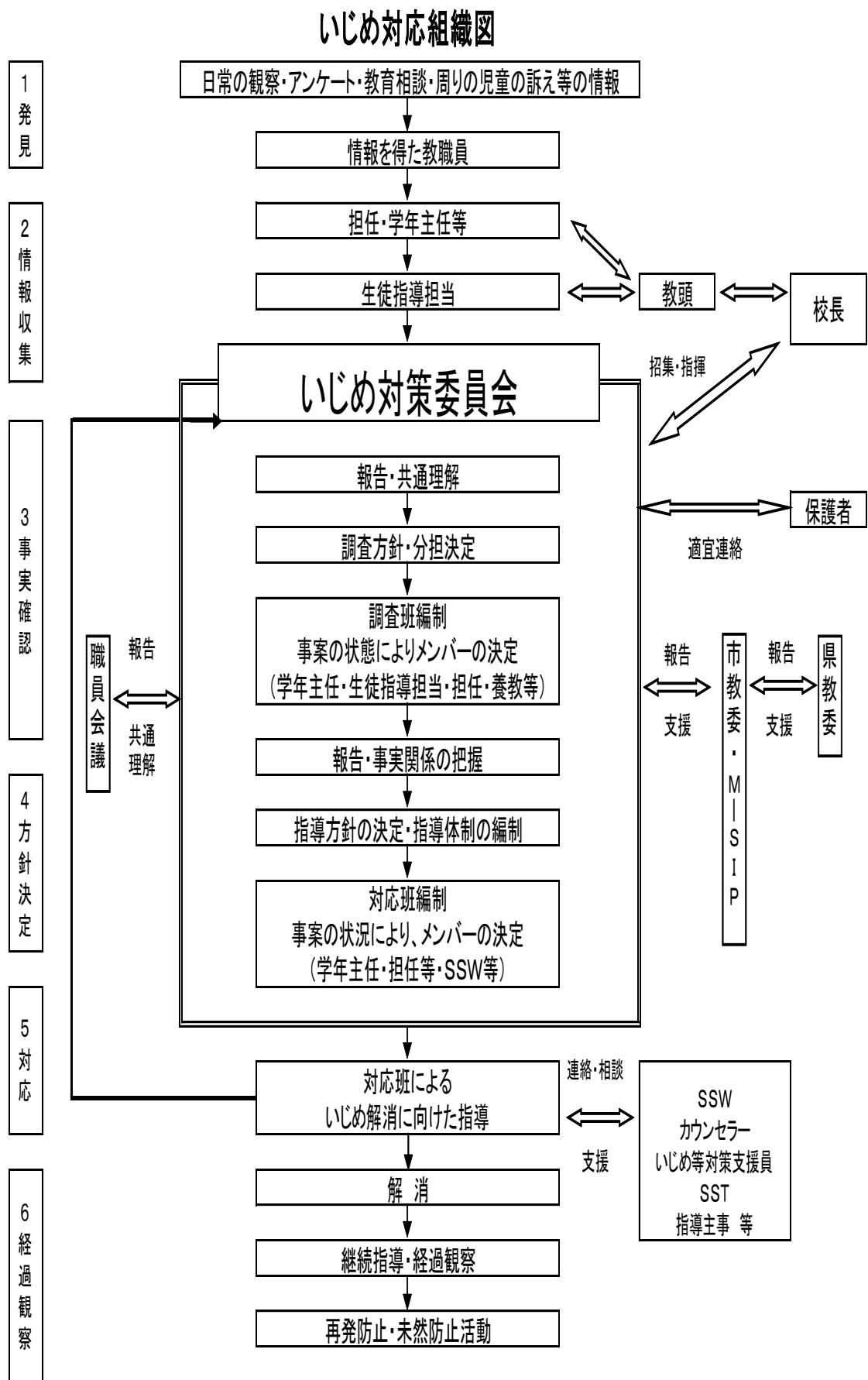
市教委または学校は、その事態に対処するとともに、その経緯と関係性を明確にするための調査を実施します。

- ・ 学校を主体とした調査の場合は、方法等について市教委から必要な指導・助言または支援を得ます。
- ・ 学校主体の調査では重大事態への対処および同種の事案の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教委に判断されたときや、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるようなときは、調査主体を市教委に変更します。

4 調査結果の分析・提供および報告

調査結果については、学校・市教委および米原市ストップいじめプロジェクト（M-S I P）において分析されます。

- ・ 市教委および学校は、いじめを受けた児童およびその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を適切に提供します。
- ・ 提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮する等適切な方法で行います。
- ・ 調査の結果は、市教委を通じて市長に報告されます。



いじめ対応 年間指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月
職員会議等	いじめ対策委員会 ・指導方針 ・指導計画等 職員会議 ※1 PTA総会・学級懇談会等による保護者啓発 ※3		事業発生時、いじめ対策委員会の開催		職員研修① ※6
未然防止組に向けた	いじめ 実態把握調査 ※2 ↓ 道徳・特別活動 計画へ反映		学級づくり・人間関係づくり ※7	全校一斉学習 ※5	
早期発見組に向けた			いじめアンケート ※4 ↓ 教育相談 強調月間		

- ※1 職員会議
「米原市いじめ防止・対策マニュアル」「米原市いじめ防止のため
の基本方針」「柏原小学校いじめ防止基本方針」を確認すると共に、
指導計画を全教職員で共通理解する。
※2 いじめ実態把握調査
児童及び保護者を対象としたいじめ問題への意識調査を実施す
る。
※3 保護者向け啓発
学校の指導方針を保護者へ周知する。
※4 いじめアンケート
学校用チェックリスト・家庭地域用チェックリスト
※5 全校一斉学習
児童の実態に応じた教育指導を行う。
※6 教職員研修
講師を招聘し、カウンセリングマインド研修を行う。
※7 学級づくり・人間関係づくり
学校・学年行事、児童会行事等を活用して、計画的に進める。
※8 保護者向け研修
SSW等による講演(子どもへの接し方等)を実施する。

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議等	いじめ対策委員会 ・情報共有 ・2,3学期の計画		事業発生時、いじめ対策委員会の開催			職員研修② ※6	いじめ対策委員会 ・本年度のまとめ ・次年度構想
未然防止組に向けた			保護者向け研修会 ※8				
早期発見組に向けた			いじめアンケート ※4 ↓ 教育相談 強調月間			いじめアンケート ※4	

学級・学年づくり・人間関係づくり ※7